

# 仕 様 書

第二管区海上保安本部  
総務部情報通信課

## 1 件名

(情通) 無人航空機操縦指導者 (一等相当) 育成講習

## 2 目的

第二管区海上保安本部所属の海上保安官に対し、無人航空機操縦指導者として必要な一等無人航空機操縦士相当の関係法令等及び安全管理に関する知識並びに操縦技能を付与することを目的とする。

## 3 履行期限

令和7年11月28日 (金曜日)

## 4 履行場所

受注者指定場所

## 5 受講者 (人数)

第二管区海上保安本部所属の海上保安官 1名

## 6 必要な技能等

本件の受注者は、航空法関係法令及び『登録講習機関の登録等に関する取扱要領』並びに『登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン』に定められている事項を満たしており、国土交通省に登録された『一等無人航空機操縦士』の技能証明を取得するための講習を実施できる登録講習機関であり、受講対象となる海上保安官に対して、無人航空機を運用するに際して必要となる関係法令の知識や無人航空機の運用に係る安全管理に関する知識を付与するとともに、無人航空機の操縦技能を付与できる団体等であること。

## 7 仕様

### (1) 講習日程 (訓練スケジュール)

受注者は、事前に第二管区海上保安本部総務部情報通信課 (以下「情報通信課」という。) 監督職員 (以下「監督職員」という。) と調整の上、講習日程を定めるものとする。

また、受注者は講習日程が確定したのち、監督職員へ訓練スケジュールを提出し、承認を得るものとする。

## (2) 実地講習場所

- ① 実地講習を実施する場所については、受注者の責において用意すること。  
なお、同場所は第二管区海上保安本部（宮城県塩釜市所在）から自動車を利用し有料道路を使用しなくとも概ね1時間以内で移動できる地域であることを条件とする。
- ② 実地講習に際し、受注者は受講者の送迎又は交通費負担を要しない。

## (3) 講習概要

- ① 講習は、次に掲げる事項に沿って行うものとする。
  - ア 国土交通省航空局が指定する「無人航空機操縦者技能証明に係る学科試験の科目について」及び「一等無人航空機操縦士実施試験実施細目回転翼航空機（マルチローター）」の実施内容を満たす「一等無人航空機操縦士・経験者向け講習」であること
  - イ「一等無人航空機操縦士」実地試験免除のための「修了審査」を受験可能となる条件を満たすこと（なお、本契約においては「修了審査」を実施しないものとする）
  - ウ 講習科目は、学科と実地で構成されること
  - エ 実地講習期間は6日間以上とし、適切な時間数を確保していること  
なお、実地は関連法令に従い全て屋外で行うものとし、基本は土日祝日を除く連続した6日間以上の日程とするが、当該期間中に雨天等で実施不能となった日がある場合は、監督職員と協議のうえ代替日の設定を適宜行うこと
  - オ 講習を実施するにあたり、該当する関連法令等については全て最新版の内容に従ったうえで実施すること
- ② 学科講習については、eラーニングによるインターネットを用いての講習（以下、「オンライン講習」という。）で行うものとし、実地講習は、対面による講習で行うものとする。なお、次に掲げる事項は受注者の責において用意するものとする。
  - ア 学科講習に関する教材（受講者のパーソナルコンピューター等で容易に閲覧ができること。）
  - イ 受講者のID及びパスワードの発行を行い、『登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示』に従って、受講者からの質問事項等に対し、速やかに返答ができる体制を築き、かつ、受講状況を適切に把握及び管理すること
  - ウ 講習に関する事務

#### (4) 講習の内容

##### ① 学科講習

『登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示』及び『無人航空機操縦者技能証明に係る学科試験の科目について』並びに「無人航空機の飛行の安全に関する教則」に掲げられている事項に沿って学科講習が行われ、学科講習の合計時間が9時間以上であること。なお、必要履修科目は次のとおりとする。

- ア 無人航空機操縦者の心構え、無人航空機に関する規則
- イ 無人航空機のシステム
- ウ 無人航空機の操縦者及び運航体制
- エ 運行上のリスク管理

##### ② 実地講習

『登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示』、『無人航空機操縦士実地試験実施基準』及び『一等無人航空機操縦士実地試験実施細則回転翼航空機（マルチローター）』並びに『無人航空機の飛行の安全に関する教則』に掲げられている事項に沿って実地講習が行われ、実地講習の合計時間が36時間であること。

なお、実地講習における必要履修科目の項目は次のとおりとし、限定解除の項目についても実施する。

- ア 飛行計画、リスク評価結果及び飛行環境の確認
- イ 運航体制、手順、役割分担等の管理の確認
- ウ 機体の状況、操作モード、バッテリーの確認
- エ フェールセーフ機能の適切な設定、飛行経路の設定、自動飛行の設定
- オ 基本操縦（手動）
- カ 基本操縦以外の機体操作
- キ 様々な運航形態への対応
- ク 安全に関わる操作
- ケ 緊急時の対応
- コ 飛行後の記録、報告
- サ 目視内飛行限定解除（目視外） ※5時間
- シ 昼間飛行限定解除（夜間） ※1時間

#### (5) 受講修了書の発行等

受注者は、本講習を履修した受講者に対し「受講修了書」（適宜様式）を発行のうえ、本契約終了後において同受講者が「修了審査」を受験できる体制（※）をとるものとする。

※「修了審査」実施場所は、受注者の責において用意すること。なお、同場所は第二管区海上保安本部（宮城県塩釜市所在）から自動車を利用し有料道

路を使用しなくとも概ね1時間以内で移動できる地域であることを条件とする。また、「修了審査」の費用については、受講者個人が負担するので、受注者はこれを当該受講者へ請求すること。ただし、当該受講者の都合により（本件により準備された）「修了審査」を受験しない場合があるので、受注者はこれを容認すること。

#### 8 目的外使用の禁止

受注者は、本契約内容を、他の目的に使用してはならない。

#### 9 事故等の防止

受注者は、その責において万全の注意を払うこと。万一、事故が発生したときは、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員へ報告すること。

#### 10 動産及び賠償保険

同業務中に事故等により、無人航空機及びその付属品並びに施設等に破損等が発生した場合は、受注者の責において修繕等の対応を行うものとする。

ただし、受講者の責による破損等があった場合については、この限りでない。

#### 11 検査合格・支払い

本仕様書に規定する全ての業務終了後、業務完了報告書を情報通信課検査職員へ提出し、当該検査職員の合格判定をもって本件履行完了とする。

履行完了後、代金を請求するものとし、適法な請求書を受理後一括で支払うものとする。

#### 12 その他

（1）業務を実施するに当たり、その都度、監督職員と十分な打合せを行うこと。

なお、実施日時、業務内容及び進行スケジュールについては、自然災害等により変更となる可能性があるので、監督職員の指示に従い柔軟に対応すること。

（2）業務を実施するに際し、法令及び規則を遵守すること。

（3）当庁職員のプライバシーが守られるよう、情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

（4）航空法関係法令の改正に伴い、講習内容に変更が生じた場合は、最新の法令に基づき講習を実施するものとする。

（5）本仕様書に定めがない事項及び本仕様に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。